

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 8 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（2名）

補助事業 1 「協働推進事業助成」、

3 「まちづくり活動助成」、

15 「公衆浴場設備費助成」、

16 「公衆浴場改築改修費助成」、

17 「公衆浴場資金の貸付及び利子補給」、

個別目標 I - 2 「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」

計画事業 3 「NPO や地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」

4 「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」

5 「地域を担う人材の育成と活用」

6 「地域センターの整備（戸塚地区）」

地域調整課長 生涯学習コミュニティ課長

<開催日>

平成 22 年 8 月 25 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 補助事業及び計画事業ヒアリングの実施

【部会長】

外部評価委員会第3部会を開催します。

前回補助事業についてのヒアリングをさせていただいたわけなのですが、少々時間切れの感がありましたので、今回まず補助事業に関するヒアリングの継続をさせていただきたいというのが、趣旨の第1点であります。基本的に事業のご説明はもう伺っておりますので、委員から質問をさせていただくように進めたいと思います。

その後、計画事業についてのヒアリングを行う予定にしております。生涯学習コミュニティ課につきましては、個別目標Ⅰ－2「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」という目標についてのヒアリングもさせていただきたいと思っております。

＜委員紹介＞

＜説明者自己紹介＞

【部会長】

それでは補助事業1「協働推進事業助成」につきまして質問等をお願いしたいと思います。

【委員】

新宿区の協働というテーマの中の補助事業としては、より拡大していかなければいけない。補助事業1は、補助事業2「地域協働事業への支援」、補助事業3「まちづくり活動助成」と、性格がそれぞれ違うとは思いますが、何かもうちょっとまとまったような形でいかないのか。補助事業1では、どういうふうに拡大、推進していく考えですか。

【説明者】

補助事業1は、NPOの活動資金助成といいまして、NPOにつきましては財政基盤が大変弱いので、事業実施に際して活動をしやすいように、環境整備というところでこの助成を実施しています。このところ申請件数が当初の計画より低い実績になりますけれども、協働事業については区として推進していく事業という位置づけをしておりますので、このNPOの助成を、もう少し助成を受けるNPO側にとって助成が受けやすい仕組みが必要があると考えております。今年度から、新事業の立ち上げ助成という新たなカテゴリをつくり、従来のNPOの活動資金助成とは別に要件緩和する形で、補助率を4分の3とし、新しい事業を実施しようとしているNPOに対する助成をしやすいとすることで、実施しています。将来的には資金助成をNPOだけに限定していくのかどうか、NPOにとらわれない社会的活動もあるのだということも含め、今後検討し、協働の事業を手を取り合って実施していく、そのようなものと思っております。

地域協働事業、まちづくり活動助成の関係では、協働推進事業とは目的や資金対象が違うというところがございます。地域協働事業につきましては、地域のコミュニティ団体等の活動を支援をさせていただき、地域住民の交流参加の促進と連帯感の調整を図るということを目的としています。一方、まちづくり活動助成につきましては、地区協議会の自主自立の活動の取り組みの支援ということです。具体的な補助対象としては、地域協働事業は地域センターの団体、グループ、青少年健全育成などを行っている団体等で、まちづくり活動助成につきましては、先ほど申し上げましたとおり、10の地区協議会が対象となっているものです。

全く対象が違うというところがございますが、内容を見ますと、その事業の性格として似ているものがあるのではないかという委員会のご指摘で、この内容精査につきましては、共通しているものがあれば、協力体制なりきちんと整理をしていく必要があるということは認識しておりますので、今後その辺の精査をしていく考えです。

【委員】

協働推進助成は、同じ団体が何年でも続けて受けられるのですか。

【説明者】

従来は、同じ団体が同一事業であっても継続して審査をして、審査会を通れば助成の対象になったのですが、何年にもわたって助成を受けるというのはどうなのだという審査会の意見もございまして、同一事業につきましては今年度から3回までという形で、回数制限を設けさせていただくようにしました。

【委員】

助成を受ける団体はいろいろな種類があるのですね。団体の自立を支援するという目的の支援というのはあってもいいと思うのですが、行政が助成しないと自立なんてできないという活動も一方ではあるのだらうと思うのです。その辺の整理がきちっとできているのですか。自立支援というイメージとすれば、3年という年数制限というのはあっていいと思いますけれども、自立不可能な活動に対しては、どういうふうに考えるのか、別なところでそういうことをやっているのか、その辺を説明してください。

【説明者】

本来行政で提供すべき事業で、NPO等が実施してる事業があります。そういうことについては多分、そもそも財政的な支援がないとなかなか活動できないという事情がありますので、そういうものにつきましては、福祉活動基金など、このNPOの活動資金助成とは別の趣旨で補助していく。高齢者ですと給食、配食サービス等、いろいろな事業がありますけれども、実際のことは福祉のほうで所管しています。

【委員】

地区協議会に対して新たな財政支援制度を考えていらっしゃるということですが、ヒアリング項目への回答に、事業補助金ではなく団体交付金というふうに書いてありますが、これはどういうことなのでしょう。

【説明者】

地区協議会の活動として、すべて柔軟に扱っていただけるほうが活動支援としやすいのではないかなという考えもあるんですが、現在自治基本条例制定に向け、行政、議会、住民の三者で研究していきまして、素案という形にまとまってきた中に、地域自治というところがございまして。このことにつきまして今回、その財政のあり方をどうするかというところで、今回、自治基本条例の中で地域自治組織を置くことができる、それに対して区の行政機関は必要な措置を講ずるものとする。それ以外の詳細につきましては、別な条例で今後定めるという流れになっています。その中で新たな地域自治組織に対する財政的支援について整備するという流れになっていますので、今後その中で検討していくということになるという方向です。

【委員】

ボランティア主体のNPOでは、儲けている事業所のほうが少ないから、事務処理もままならないと状況がありますね。その部分、最初から仕分けしないと、事務所費とか人件費とか、そんなものでみんなが困っているわけで、育てるんだったらそういう点をもうちよっとなんか突っ込

んでやって欲しい。

【委員】

地区協が、このまちづくり活動助成金のお金を使っているいろいろな活動をしていることはいろいろ伺っているんですが、こういうお金が出ることによって、こういう事業が行われて、それがその地域のためになったという認識がどれだけあるかなど、その辺のPRとか結果報告はどのようなふうに行われているんですか。

【説明者】

現在の地区協については、パンフレット、広報紙等を通じてPRはさせていただいているんですが、ご指摘のとおり認知度の点では非常に低いという中で、その点地区協議会のこれまでの総括を踏まえて事業化をしていきたいと考えております。

【委員】

計画事業の4「町会・自治会及び地区協議会への支援」で、21年度で5千万からの事業費金が計上されていますね。これはどのような経費ですか。

【説明者】

地区協議会の10の担当、まちづくり支援委員という非常勤の方を1名ずつ配置しております、その人件費が主なもので、この他に事務費等があります。

【委員】

補助事業と計画事業と使い分ける必然性といえますか、どうして同じところに、片方は補助金を、片方は人件費を負担している理由というのはあるのですか。

【説明者】

助成金の場合はやはり補助金的性質が強いということで、補助事業とさせていただいておりまして、計画事業のほうは地区協活動への支援、地区協そのものの支援ということで、補助金以外の部分、いわゆる運営費について計画的にということで計画事業としています。

【部会長】

例えば地区協議会がもうちょっと民間段階的につくられている場合には、地区協自体が事務局を持って、その場合は今、委員がご指摘になった5,000万は、むしろ地区協に運営費として渡して、地区協が事務職員を雇用する。でも、新宿区の現状は地区協がそういう制度設計ではなくて、あくまでも地域センターが地区協の事務局をやっているという仕分けになっているために、その事務局員の人件費は補助金ではなくて計画事業の中の、要するに区の予算としてついている、そういうふうに理解してよろしいわけでしょう。

【説明者】

そういう仕分けだということです。

【委員】

そのことだけじゃなくて、地区協というものがどういう名目で、どういうお金をどのくらい使っているか、他にまだ何かそういう名目で地区協を支えている事業、お金を使っている項目はあるのですか。つまり全体像がなかなか見えない。これで全部なのですか。

【説明者】

全部です。

【委員】

それで、その事業費5,000万の中で先ほどおっしゃったパンフレットつくるのか、広報紙、イベントをやっていますという話ですね。人件費8,600万は区の職員の方の人件費ですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

続きまして、補助事業の15、16、17、公衆浴場関係のほうで幾つかありまして、これは現場視察までやらせていただきました。

冒頭、私のほうから聞かせていただきたいのは、公衆浴場法という法律があって、それに付随して昭和56年に公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律というのができていて、ここでは目的規定がございまして、「公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場について特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする」とあります。私の理解では、この特別措置法の目的規定を新宿区なりに解釈をして、これは重要だということで補助金を打たれてきたと理屈の上では整理できるかなと思っているのですが、しかし、例えば今の目的規定の住民の日常生活において欠くことのできない施設だと、果たして言えるのだろうかとか、あるいは住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていると言えるかどうか等の質問が出ております。

非常に総括的かつ抽象的な問いかけで申しわけないのですが、そのあたりの公衆浴場を補助金をもって存続させるという政策自体についてお答えをいただきたいと思います。

【説明者】

今の件につきましては、自家風呂の普及が95%になって、公衆浴場に住民の日常生活に欠くことができない施設であるかどうかということもございまして、一方で95%普及していることは、逆に5%の家庭には内風呂がないということで、大体新宿区で1万世帯ぐらいお風呂がないという数字になる状況です。公衆浴場を設置して、それを確保していることで公衆衛生を確保、という認識をしております。公衆浴場の特別措置法第4条において、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等、住民福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切に配慮するよう努めなければならないとなっておりますので、新宿区としましては、公衆浴場に対する支援を行っているという考え方です。

【委員】

お風呂屋さんには広い敷地を持っているわけですから、建て替えなんかの期に、マンションを建て、マンション経営で十分生活できている。浴場経営の人たちがどんどん廃業してマンションが建ち、変わってきているというようなことは連日あるのです。

区は区民のために大切だと言って助成もするけれども、こんなきつい仕事はもう自分の代まで、息子は継ぎたいとは言っていない。多分そういう話で浴場は減っているだろうと思っています。冷静に見たら、それこそ丸抱えでお金を出しても、それでも減っていくであろうという視点が必要じゃないのかという危惧を感じるのです。

【説明者】

現実には、多分この後、公衆浴場は減っていくだろうと見ております。平成元年に64軒あったのが、今は32軒と半分になって、今31に減ったのですね。仮に同じような形で補助をしても、まず今の数よりは減っていくだろうと、一方で補助等しなければものすごく動きが速く減っていくだろうと思います。

【委員】

95%も内風呂があるという中で、現在は地域の交流の場といたしますか、特に高齢者、交流の場としての意味が強くなってきているのじゃないかと思うんです。ことぶき館というのがありまして、そのことぶき館にお風呂が設置されているところがあるかと思えますけれども、公衆浴場に助成をして交流の場を確保するというのと、ことぶき館に入浴設備を設置して区がそれを維持していくのとはコスト面ではどういう、どちらがどうなのでしょう。

【説明者】

ことぶき館のお風呂につきましては、男性と女性で日を分けて使うということで、毎日ということもとっていませんし、将来的には施設が老朽化をして、建て直すに当たっては廃止の方向になっていますので、今現在コスト的にどうかということでの算定は行っていないのですが、将来的にことぶき館の入浴施設がなくなるという流れとしては申し上げます。

【部会長】

特別措置法も平成18年に改正されていて、第4条の住民の交流の促進という政策理念についても、18年度の時点で国会で国民の意思として確認をされています。ただ、それを新宿区においてどう実現するかということに当たって、現実としてはソフトランディング的に区民の浴場ニーズ困窮者に対する配慮をしつつ、中長期的にはソフトランディング的にだんだん減少して、場合によってはゼロになるかもしれないという見通しを持たれていると理解してよろしいですね。ゼロはちょっと極端ですけれども

【説明者】

全くなくなる、なくすというわけにもいかない。仮に自家風呂の保有率が100%に達した場合を想定したとすれば、なくても公衆衛生の見地からはいいのかなと思いますが、なかなかそういうふうにはいかない。一方で住民相互の交流、コミュニティが希薄化していく中で、公衆浴場の中に一つのそういう機能があるという面からは、公衆浴場の廃業を防ぎながら維持をしていく必要がある、そういうふうには考えています。

【部会長】

ことぶき館の浴場も、法律上、公衆浴場法の定義規定を見ると、業務として行う公衆浴場ではないかもしれませんが、公衆浴場になるのだろうと思います。それはなくなるということでは

したけれども、何らかの形でこの種の直営的な公衆浴場を設けて、内風呂を持ってない方々に対するニーズを持たすということをやってみよう、ということと、補助をしながら、民間営業者に存続していただくという場合、大体コスト的にはどのようなことになるんでしょう。そういうデータありますか。

【説明者】

今区が補助している内容は、設備や施設の改修に対して補助という形で支援をしており、運営費の補助ということではないため、ランニングコストのデータはわかりませんが、相当かかると思います。

【委員】

一方では法律に基づいてやっているという部分になると思うのですが、そうすると、都内の各区はみんなこういう助成をやり、そして入浴券を配布しているのですか。

【説明者】

各区で違っておりますけれども、何らかの形で助成はしています。設備補助的なものについては、ほとんどの区でやっております。入浴券については福祉部の所管で、今正確な情報はないのでございます。

【事務局】

資料が必要であれば事務局のほうで確認をとります。

【委員】

公衆浴場の設備助成予算が、19年、20年、21年度、決算額を見ると、一度何かちょっと減って、また21年度で総額は増えていますよね。22年度に関してはどうなっていますか。

【説明者】

22年度は1,000万減額しています。3,000万から2,000万です。

設備改修等については決算の状況を見ながら、今年度の事業を進めようとしております。

【委員】

ふれあい入浴券の配布割合はわかりますか。60歳以上と身体障害者手帳、愛の手帳を持った方等の割合は。

【説明者】

配布は1年間で2万890枚、これは21年度の実績です。割合は私のほうでデータが今ないです。

【事務局】

事務局で確認してみます。

【委員】

ことぶき館の入浴施設は減らしていくという考えでおっしゃいましたよね。区政の行革をやっていたときの、結構お風呂のコストがかかるという話でそういう方向にいつている、これは公衆浴場の助成とちょっと矛盾する。区の方針が公衆浴場の廃業を防止する、行政としてはやめていくというのと、民間のほうは助成してやめさせないとしているとことが、行政のやり方としてどうなのかなという思いがどうしてもあるのです。

【説明者】

公衆浴場の社会的な意義といいますか、需要があると考えておりますので、なるべくその減少率が高まらないようにする。それと、それをお金だけ補助すればいいのかという話も進めておりますので、お風呂屋さんが始まる前に例えばデイサービスのサービスをもって事業を行うような、いろいろな形の組み合わせをしながら、多角的に工夫していく必要があるだろうという点も期待して、アドバイス等をやっていきたいと考えています。

一定の期間によって設備を更新する必要があると認識しておりますし、その補助金をなくすという話になりますと、多分設備投資の費用が出ないということで廃業を余儀なくされるというところが続出すると思います。それとは別に、別の方向の助成については考えられますが。

【委員】

公衆浴場というのではなくて、ヘルスセンターみたいな事業が非常に活況を呈しているといっているのですね。だから、お風呂屋さんがそういう事業に転換して発展しておくという部分を支援するのがあっていいと思うのです。それは今のこういう諸制度の中で、こういう制度を利用すればそれもできますというのはあるのですか。

【説明者】

例えば、健康増進型という形での助成を行っておりますけれども、これは東京都との連携の補助でやっております。普通の設備助成とは違って、16番「公衆浴場改築改修費助成」という補助事業です。

【部会長】

我々視察に行ったとき、開口一番にお風呂屋さんというのは装置産業ですと言われて、そう考えると、比べる例としてあまり適当ではないかもしれないけれども、個人経営であるという点が非常に特徴的で、その点、日本の農業と似ているのですね。農業もいいか悪いかは別にして、最近株式会社が参入してきたり、規制緩和が行われて一部成果を上げているようですけれども、お風呂屋さんについてはそういう動きというのはないのですか。新たなビジネスモデルをつくって、大手資本がこの世界に入っていくとか。そういう動きは特にないとすれば、やはり個人事業として補助金を打ちながらソフトランディングをしていく、となるかと思うのです。

【説明者】

今の状況ですと、個人経営的な色彩が強く、例えばいろいろな経営者、会社がこの公衆浴場の市場に参入してかかわるという動きはないですね。それは多分、採算性の問題を含めて、この程度の利益ということを見ると、なかなか手を出しづらいのではないのでしょうか。

【部会長】

ありがとうございます。補助事業についてのヒアリングは以上とさせていただきとして、計画事業に関するヒアリングに移らせていただいでよろしいでしょうか。

計画事業3「NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」につきまして、委員のほうから質問してください。

【委員】

では、協働事業提案制度のちょっと細かい部分になりますが、審査の段階で協働支援会議の委員の方たちがプレゼンを見て、事業を選んでいくという形ですね。そのときに、その協働というのはその先に、区がそれを事業として一緒にやっという姿勢があるかどうか、そういうふうにやっというものかということが大きいのと思うのですが、この支援会議の委員だけでなく、そのいずれは一緒にやるかもしれない担当課の方がどこまでこのプレゼンの段階からそういう事業と一緒に考えていこうとなさっているのか。決まった後に事業課におろされて、事業課は何かよくわからないけれども、この事業を協働なのだから一緒にやれと言われて、渋々つき合っているのではないかという形も見受けられましたけれども、その辺は改善されているのでしょうか。

【説明者】

事業者の示した中から具体的な提案を、事業課と打ち合わせをしたいという話をさせていただいております。それはなぜかと申し上げますと、既に行政で実施している事業もありますし、かぶってしまう事業もあるという中で、その所管課等と必ず打ち合わせをして、見直しをされるということで説明会をさせていただいております。その上で提案書が上がってきたときに所管課としてどういう見解を持っているのかということもペーパーで出させていただきまして、その資料もあわせて支援会議のほうには提供させていただいております。

【委員】

目的の達成度は低いという認識ですよね。提案制度ではNPOの活動のほうは結構改善されたかなと思うのですけれども、提案制度側というのがどうしても十分改善されていないのかという認識だから、こういう評価になっているのだと思うのだけれども、それを改善するって、去年も同じなのですね。

【説明者】

制度設計につきましては、協働事業などに当たっては役所側のほうだけ、あるいはNPO側のほうだけ、先行させてはいけません。実際に協働事業をやったケースで、その職員に来てもらって、それを職員から指導、紹介してもらおうということもやりながら、あとはその役所側とNPO側の間で、接点をつくるような役回りの人というのをつくっています。

【委員】

NPOとの協働事業、事業が困難な状況になった場合、区がそれを持ちこたえるということもあっていいのではないかなと思ったのですけれども、これについてはどういう評価というか、まとめているのか知りたい。

【部会長】

少なくとも役所が自分ではできないから協働事業しているので、協働事業の協働事業体がぼしゃったから役所がかわりにやるというわけにはいかないということでしょう。

【委員】

こういう事業を通して区としてNPOを育てていこうとしていると思うのですけれども、NPOが育って信頼関係が保てる団体が増えているという区の実感であるのかどうか、区の職員

の方の認識はどうか。

【説明者】

NPOにつきましては、正直申し上げて、どういう人が、何を目的に、どういう活動をしているのかというのは、担当以外のポストでは実態がわからないという状況がございましたので、協働を進めるに当たっては、毎年地道に双方の橋渡しをやっておりますし、各課に協働推進というのを置いてやってきていますけれども、それだけだとなかなか効果がわからないという状況の中で、今、1階にNPOの活動状況コーナーをつくってNPO自身が情報を発信するコーナーを設けさせていただきました。

【部会長】

次に計画事業の4から6まで各委員お尋ねをいただければと思います。

【委員】

町会というのは地縁、地域との縁でつながっているものです。けれども、それ以外に、例えば同じような関心を持った人とか、同じ考えを持った人とか、そういう人たちのいろいろなグループがあるわけですね。そういうのをひっくくめて大きな役割分担のようなものをつくらうというのが地区協議会なのかなと、それでみんなで一緒に地域の課題を考えていきましょうということなのかなと考えていたのですが、地区協議会の位置づけに対していろいろな考えがありまして、人によって違うのですね。その説明の仕方が多少ずれているものですから、大分そこが混乱して、いまだに区民検討会議の中でははっきりした結論が出ていないと思います。

その一方で、都市型コミュニティという言葉が基本計画の中に出てきます。言葉そのものはわかるのですが、一体どういうものをイメージしているのか、どういう形を考えているのか、そのあたりの説明はどうなのかわからないのです。説明していただけますか。

【説明者】

まず、地区協議会に関するお話でございますけれども、5年前、地区協議会ができましたときに、行政主導でつくったものというようなお話がある中で、いや、そうじゃなくて地域の皆さんに自主的、自立的におつくりいただいたもののご説明をしてきたところなんです。この段階にきてそういうことを、もう申し上げるべき時期ではない、当時、公募委員の形で出ていたただいた地区協議会というように、地区の代表制を持たせようという試みでスタートしたのだと思っています。今回総括が必要なのだろうなというところ、代表制含め、新たに条例できちんと最初に検討していくという方向性が正しいと行政としては思っております。

また、都市型コミュニティということですが、若い世代がどんどん新たに転入して町会役員になり、人が入れかわって新たな考え方でやっていくというような動きは少ないということもありまして、町会に関しては今後高齢化していくということに対し、行政もPRをして加入率を上げていきたいというところで、トータルにうまくいって安全な地域づくりができるということがコミュニティでは重要であると期待しているという状況です。

【部会長】

この部会での審議では、端的に言いますと、町会が弱体化して困った問題が生じたから、地

区協という公的制度をつくって、それを代替しようとしたのではないか。なのに町会を活性化という政策をまた立てられると、この地区協と町会との関係についてどのように考えているのか行政の姿勢がよくわからない。非常に単純化して言うと、こういった疑問が部会の審議の過程では出ております。今のこの部会での疑問について、目標点を伺いたいと思います。

【説明者】

やはり役割分担が違ふとこちらでは考えておまして、町会につきましては、地域団体として非常に重要な組織であると行政側は考えています。地域コミュニティの醸成というところ、具体的に言いますと、防犯、防災、防火、子育て、見守り、それから、掲示板ですとか、いわゆる実働部隊として大変お世話になっているのが町会・自治会で、これについては行政がいろいろな物事を進めるに当たって一緒にやっていく上で町会・自治会というのが一番重要であると考えております。

地区協議会につきましては、地区それぞれのいろいろな課題、環境、まちづくりですとか、そういった課題別的な状況も自ら解決するというようなところで、今までご提案なりご提言を頂戴して、まちをよくしていくパートナー的な存在であるを思っており、大変重要な団体ということには変わりございません。どちらがどちらの役割を補完するですとか、どちらが上だ下だとか、そういうことではなくて、大事なパートナーということを、歴史もございませぬ、やはり役割分担としては違ふという認識を持っております。

そういったことで、地区協議会については一定程度の評価なり総括をする時期に来ているところが1点と、新しい地域自治組織になるのかならないのかというので、慎重な議論が必要になると考えております。

【委員】

町会、自治会は、最終的に区につながっている組織の末端じゃないはずで、任意の団体なのに、区が今とらえている自治会・町会というのは、地域の町会がまとまって連合会になって、最後は町会連合会とつながっていて、という、組織の末端という位置づけにどうも見ている。それを使って一人一人にまでつなげていくという、今はそういう時代じゃないですよ。だから、今でもそうやって加入率を増やすのを行政の一つの取り組みにしているとかというのは、おかしいのじゃないのという思いを払しょくできないのです。そこをひとつ答えてくれますか。

【説明者】

最初に申し上げたいのは、行政が町会・自治会に入っていない世帯に入らなくてはいけないという強制的なものではないと認識をしているところであり、ただ、町会の加入率を上げる要請をしているのは事実です。それが何のためにやっているのだというお話だと思っておりますけれども、地域コミュニティというものを醸成するためには、周りの方々の顔が見えたほうが、全く隣近所わからない状況の中で防犯ができますか、醸成できますかというようなところで、先ほど申し上げたように近所で子育て、見守り、そうしたトータルで、地域がどういう形でコミュニティの醸成をするかを考えた場合には、隣近所の方々でつき合っ、安全で安心なという流れになって町会でいろいろ活動していただいているわけですから、そこにお入りいただいて、

安全で安心なまちづくりを皆さんお互いにつくりましょうという考えで、今、加入率も上げようというところをやらせていただいているわけです。もちろん任意団体ですので、入らないという人に強制的に加入していただくという考えでやっているものでは決してございません。

【部会長】

さらに気になることはありますか。

【委員】

今後単身世帯とか、あるいは外国人がますます増えてくると思います。そうすると、加入率が今後どんどん上がっていくということは考えられないのでは。

【説明者】

周知を続け、また、ワンルームマンションの条例の中に条項を入れて建築主、所有者の方などに働きかけをするような条例規則をするなど、今、継続して力を入れております。

【委員】

人材バンクの件で、人材バンクの団体で生涯現役塾の受講者の方に来ていただいたりしていただけますけれども、こういうところで町会のお手伝いをするということはないですか。

【説明者】

現在町会に、町会がどういった人材、情報が必要かとか、地域で人材育成をしていますかですとか、町会と連携をしたい場合は等々、アンケートをとらせていただいています。地域についての研究会とか、広報紙の作成方法などの研修と人材育成と一緒にできて、その方が町会に入ってやっていただくのが一番いいですし、そういった連携を持って情報交換をしてスキルを身につけるというような中でできたらという町会の声を頂戴しておりますので、今後は特にその地域団体へのフィードバックという点で町会・自治会と連携を持ってやっていきたいと思えます。

【委員】

この計画事業の4番で、内部評価のコストの事業費5,000万円、人件費8,600万円というのは、全部地区協議会に対する費用で、町会・自治会に対する費用というのは全く含まれていないということになるのですか。

【説明者】

町会・自治会の加入促進パンフレット等が、若干事業として一緒になっています。

【委員】

町会・自治会という組織に対して、助成金みたいものは経常事業でこの掲示板の維持管理のための費用ということで上げてある。これは助成じゃなくて契約だそうですね、実体的には自治会に入るお金ですが、その他にないのですか。

【説明者】

助成はございません。

【委員】

基本的に人材育成はやっていますが、活用はされていないというような実情ですね。先

ほどの町会との連携の他にもうちょっと何かないのか。団塊の世代とか、いろいろな能力を持った人たちが地域にあふれてきました。そういう方たちは地域に活用するとすごい協働の輪が広がるのじゃないかと思いますが。

【説明者】

今、一連の指導者・支援者バンクと連携協力するために、システム構築を導入しようと、財団と連携してやっています。それ以外にもっと大きな話で、体育指導員ですとか、生涯学習の協力団体ですとか、最終的には今持っている人材情報や人材バンク的なものを、少し時間がかかるのですけれども、一本化できないかと考えていまして、団体等との連携、調整を進めていく考えです。

【部会長】

よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

〈休憩〉

〈再開〉

2 補助事業評価の取りまとめ

【部会長】

全体を議論してさらに今日は補足的なヒアリングをさせていただきまして、今日結果に近いところまで持っていかなければならないと思いますけれども、どうしますか。

【委員】

利子補給みたいなものを一つ一つ区別して考えるか、総合的に考えるかみたいところで保留になっていましたが。

【委員】

私は、利子補給に関してAとはしていますが、全く問題なしにAというのではなくて、どの部分がBで、全部がBなのか、ある一部がBなのか迷いがある、決め切れなかった面があります。

【部会長】

この部会としてこういうことだからAにしようとか、Bにしようとか、それは今日決めたほうがいいですね。

それをやる前に、我々がずっと繰り返し議論してきた点について、ある程度の結論を出したほうがいいのではないかと感ずるのですけれども、一つは公衆浴場に関する議論ですね。今日もご説明を十分聞きましたけれども、それからもう一つは、町会とか地区協に関する補助事業が一般論として、ある程度煮詰めたほうがいいと感じております。

公衆浴場についてどうですか。

【委員】

設備助成はBで、改築費用の助成はCで、利子の補給はCとつけました。

その一つは、支援の仕方として利子の補給、あるいはその保証金を保証する助成というのはやめたほうがいいのではないのという感じを持っているのです。

公衆浴場のところは3つあり、17番の公衆貸付金の利子補給は他の利子補給と一緒に示したんですけれども、公衆浴場ということであると、建物の補修と機械設備の補修と、この対象ではないけれども、あとはふれあい入浴券、一番お金使っているのはそちらですね。毎年2億から、現実に利用している人たちもいるので直ちにゼロとは言いにくいのだろうけれども、ただ、今日の説明でも聞いたように、実際は減っていくのはわかっているけれども、建て前上は減らせないような姿勢で、減っていくことを前提にした行政というのを表に出してやってきてという意味で、見直しの気持ちでという評価です。

【部会長】

公衆浴場につきましては、かなりの時間議論しましたけれども、内風呂を持っていない人が1万人ぐらいいるじゃないかとか、あるいは特別措置法にも住民の交流の促進ということがうたわれており、新宿区でのそのような機能を期待すべきであるという政策当局の判断に一定の理解が示されるとすれば、要するに激変を緩和してソフトランディングをするという、客観的にはそういう政策のもとに補助金が打たれているということです。そうすると、できる限り公衆浴場を一定数維持するという、入浴機能の確保とか地域交流とかという政策上の合理性が求められるなら、少なくとも補助金がそれに何らかの形であるということは理解できるということです。今、公衆浴場に関する何らかの補助は政策的に合理性があるということが部会として共有できるならば、あとは補助の手法が適切とかいう評価をすることになるかと思います。

その大もとの激変緩和的な措置として合理性があるという、これは、大体その動きですね。実態としては自営業者が大変な低賃金、長時間労働をやっているから確かに直営でやるより安いわけですよね。政策としてはソフトランディングということについて理解できるということで、決めていきたいと思います。

そこで、もしそういう基本スタンスでいいとすると、15、16、17についてどういう評価をつけていくということなのですか、他にはいかがですか。

【委員】

個人企業ですから、できなくなったらみんなやめていくと思うのですね。そういう状況がわかりながら、なおかつ補助金を激変緩和というのがあるのですけれども、今後は残っているものがどういう方向に行くのか、そういうことも取り組みながら、なおかつ残すのだったらもっと積極的に関与してデイケアに使うとか、そういう多角経営をすることによって残していくという方向へ動くようにという、そういう思いがあるので、ここでやり直したらどうですかという意味でCをつけているということです。

【委員】

16番は、これは今、大事ですね。

【委員】

20年度に初めて700万助成してという、こういう方向へちゃんと持っていってくれるのだったらAにしてもいいのですけれども。

【委員】

私も同じことで、激変緩和、地域の交流の意味で、存在価値はあると思います。ですから、なるべくそれをもたせたい。もしことぶき館のようなところに公衆浴場に代わるようなものが設置されるとか、あるいは株式会社みたいな形とか、そういうのが無理でしたら、少なくとも今の状態をなるべく長持ちをさせながら、先のことを考えていったら、今すぐにその方向を変えるのではない、そういうふうに思います。

【委員】

私も激変緩和ということで、継続すべきかと思うのですが、16番は、相当難しいのだろうなと思うのです。現状維持するのがやっとなで、区に頼らなければならないような状況でやっている中で、大きく方向転換するという、そこに向けるエネルギーは現在の事業者の方にあるのかというと、それはすごく厳しいと思います。助成しても、そこにのってくるだけのエネルギーある事業者というのはやはり少なくなっていくのだろうなという悲観的な見方もあって、これをもう少し活用しやすくして、この助成に対してもっと地域のためになるような形にしていくということが、より求めてられているのではないかという意味で、AよりはBというふうにしたのですが。

【部会長】

ソフトランディング策としての政策的要請を認めるという立場に立ったとしても、設備助成についても一たん考え直して、抜本の見直しをした上で、やはり装置産業だから、これは残しましょうという結論になる。そういう抜本的な検討をして欲しいという意味ではCとも言えるし、概ね問題ないとも言えるし、見直し・検証が必要な部分もあるという意味だと思うのですね。

とりあえず、設備助成についてはいかがですか。少なくとも担当課の見解は、ここは公衆浴場を業として営むときの根幹部分だから、これをなくすわけにはいかないという強いご意見でしたね。ソフトランディング策として続けるのであれば、他は消えてもこれだけは残すという項目のように思います。その意味では、通常AかB、ショック療法でCといういろいろな考え方があってと思います。

【委員】

17番ですけれども、お客さんがどんどん減ってきていて、マンション経営をやっている人が何とか続けていられるというので、やはり17番も資力的支援が必要だと考えます。

【部会長】

17番について思ったのは、同様の政策的対応は、結構国、都道府県、市区町村でいくつかの分野で行われていますよね。ですから、利子補給自体は、利子補給自体がもう全然けしからんという原理主義的な立場をとれば、これはだめだということになると思うのですけれども、やはり他で伺っている政策手法とのバランスで利子補給しているから必ずだめだというわけにもいかないのじゃないかなと思いましたが、いかがですか。

16番は20年から開始された事業なので、まだ検証ができにくい時期ではあるのですね。それと、区民や行政に評価の意図が伝わりやすい表現にしていきたいと思いますが、内部評価に対する評価の結果のところでは明確な記号を書かねばならない。

15番は、装置産業ですから、固定設備が非常に大きくて、それがどこかで不調を起こせば休業せざるを得ないということなので、15は16、17に比べると政策的合理性がやや大きいという気がするのですね。15はちょっと重いような気がします。

【委員】

15の補助対象事業で、かま、温水器、煙突というのと、2番のコインランドリーを設置する、3番が燃料のガス化管工事ですね、ガス化管工事はほぼ終わりましたとなっているのですね。コインランドリーというのは、今はどこでもほぼついていると思うのだけれども、こういうのは多角化の事業ですね。だから、基礎的にかま、温水器、煙突という、お風呂を維持するために必要な諸経費援助は延命策として要するというのだったら、それだけを15では残す。

【委員】

ランドリーは全体のごく一部ですよ。施設が全館コインランドリーだけに転換していくわけじゃない。

【部会長】

そこは見直す余地はどうでしょうか。

【委員】

16番入れてくれるのだったらいいけれども、お風呂屋さんは多角化して、より長持ちさせましょうという中には、いろいろな健康増進の施設をつくったものがあるということで、15番には要らないのじゃないのかという意見です。

【部会長】

今のご意見は、基幹的な設備費のところは必要性を認めるけれども、それ以外のところは一部見直しの必要があるのじゃないかというので、Bにするということも考えられるというような趣旨のご意見かと思います。

【委員】

15番は、設備の更新等に必要なことに限っては、その助成の必要性も認めましょうと、それはいいです。けれども、その関連部分まで区民の税金で助成する必要がどこまであるのかという意味でも、助成のあり方を見直す意味でAじゃなくてBが妥当じゃないかなと思うのです。16番は必ずしもそういう健康追求型とか、そういうふうに定義しているというよりは、基本的には改築・改修でしょう。15番が設備で、16番は建物の助成という位置づけになっていません。

【委員】

そういう位置づけを発展させていったものの支援というのは16番で、きちっとやりましょうという意味では、それはCにしてもいいです。いずれにしてもここも整理して見直しをすることで、やってもらったらどうですかというので、Bでもと思うのです。

【委員】

BとCは、Bはそういう見直しする部分がある。Cは抜本的見直しの前提で、大分違う。

【委員】

先ほどの議論だと、16にCはつけづらい。基本的な合理性は認めますが、これはちょっとと

いうところだと、Bということになりますか。

【委員】

区もこの評価を補助事業の抜本の見直しに役立てたいと思っているとすると、見直すべき部分があるところはきちんと見直ししたほうが良いといやったほうが良いと、問題は一部見直しと部分にするか、抜本的な見直しとして、部会長にその辺の線引きをしてもらって。

【部会長】

この公衆浴場について言うと、我々としてソフトランディングということを見据えているのであれば、政策的要請があるというように考えましたので、日本語の問題としてCがつけにくいという感じがしませんか。政策的合理性を一たん認めてしまったので、よほど変なものじゃない限りAかBかだということになると思うのですけれども。

Aをつけられた方もいらっしゃるわけなのですけれども、細かく見ると、15はコインランドリーはいかがなのだろうか、それは我々としてはわからないので、ちょっと検討して欲しいということとか、16も、バリアフリー化するなどの改善が見込まれる点は確かによいのだけれども、開始されてからまだ間のないことなので検証が必要ではないかとか、17も貸し付けはいいのだけれども、利子補給までする合理性があるかどうかという点になると、ということで、言いようによっては全部Bになってもいいのかと。ただ、今、言ったような、具体的にこういう点の見直しが必要かもしれないと我々は考えたということを書いた上で、BにするかAにするかです。仮にAにするにしても、概ね問題ないと思うけれども、こういう点が部会として議論があったということはやはりちゃんと書かないといけないと思います。そういうことも考えると、ここは全部Bとして、いろいろ意見でやりますか。

では、一応部会の結論としては15、16、17をBとした上で、それぞれについて部会としてどのように考えたかを割と丁寧に記述するというふうにしましょう。それで、記述については、事務局と整理して、提示してまた議論していただきたいと思います。

この公衆浴場の件は整理できたので、とりあえず次に移ります。

店舗についてはかなり議論して、方向性は合ってきたと思うのだけれども、意見の食い違いがありました。空き店舗と商店街連合会の事業、これも2つとも評価の意見が分かれています。この商店関係の2つの項目について、意見を言ってください。

【委員】

先般私たちは西早稲田の空き店舗活用事例を視察したのですけれども、もう1件、神楽坂の対象事業に行ってきたのです。それを見て、これがどうして空き店舗事業の対象なのだろうかということで、率直に疑問を感じたことをお伝えをしたいと思います。これは神楽坂の中通りで、歩道から入れるようなお店でもおかしくないようなところが事務所になっている。貸しビルの地下1階の事務所を区が空き店舗として400万円からのお金を支援した形で介入するといいますか、そういうのはちょっとおかしいんじゃないという感じを持ちました。

それにはやはり区民参加の形で公平な目で評価できるような仕組みが必要ではないか、今の制度は関係者だけの評価の域を出ない。そう理解しますので、もっと抜本的に利権や地域性と

かの関与の余地のないような仕組みづくりから見直して、本当に区民に喜ばれる店の営業ができるよう、抜本的に見直して欲しいと思いました。

【委員】

私は今の事例が必ずしも期待する事業として高く評価できるかどうかというのは難しいというか、本当に花丸というわけではないのですが、これが計画事業の中の位置づけなので、この計画事業がいずれ総括されて、それ以上継続しないで終えんするのであれば、実験的な試みとして行われていいのではないかと考えてAにしました。

【部会長】

前回、新宿で空き店舗を埋めるような政策的努力をする意味があるのかという質問への回答としては、二、三年やるということになりますということでした。その論点と、にもかかわらず、空き店舗活用事業をする意味があるかどうか、空いている店舗に今、事務所なり店舗なりを構えて新事業を始めて活性化を図っていくというチャンスを与える意味があるかどうかですね。初期投資のところを助成を受けるというのは、NPOにとってはありがたいのだろうと思います。ただ、その後、空中分解して続かないというケースが現実としては多いですね、確かに。NPOだけでみても、補助金が切れたら途端に倒れちゃうということもありますけれども、計画事業の一環として位置づけられていて、失敗を恐れず実験をしてみたいという意味で、それはしかるべく政策の見直しの中で意見調整できればいいので、現時点ではAだという委員のご意見もあります。

【委員】

商店街が活性化するという自身はいいのですけれども、新宿区として大きなところでもっと商店街活性化にはやる必要があるのではないかと。そうは言っても始まったばかりで、何とも評価しがたい。意見はもうちょっと様子を見たらどうかという、それでBにしました。

【委員】

新宿だから行く必要はないというご意見がありましたけれども、新宿といってもいろいろな地域がありまして、やはり一般に空いた店舗が埋まらなくという地域もあると思います。1つそういうお店ができると連鎖反応といいますか、また、あっちもこっちもとなりやすいのですね。ですから、私は商店街活性化のためになるべく早く手を打ったほうがいいと思います。だけれども、どういう使い方をするかということが、この間、商店会サポーターの方がいろいろな点から、この地域にはどういうものが入ったほうがいいかということを検討して決めるということでしたので、そういう意見も参考にして、必ずしもお店じゃなくたっていいと思います。この地域の核になるような、その地域に適した使い方等があると思うので、選定が適当なものであればいいのではないかと思います。

【部会長】

今の論点は、やはり選定の問題と支援のあり方の問題については十分検討する必要があるというふうになりますね。いずれきちんと総括するよにということになりますので、Bになるのかなという気もしますが、いかがでしょうか。

【委員】

空き店舗という制度があること自体を否定するつもりはないのですけれども、今の運用の中ですべての問題が解決するかというと、やはり区民参加という目でもっと透明をちゃんとした形に仕組みを変えてやっていくべきではないかという意味で、もっと抜本的に店舗の選び方にもうちょっと踏み込んで、区民目線で参加できる仕組みを考えていかれたほうが良いという意味では、Bはちょっと甘いんじゃないかという気がします。

【部会長】

結局、見てきた話を聞く限りは、この補助の目的というところには合致していないですね。

【委員】

制度としてある絶対観基準みたいなもので、第三者が審査する、今年はいいものがないからやめようとか、そういうものでなければ。本当に目的を満たすようなメニューができるような仕組みを、この際抜本的に見直して欲しいという提言をしたい。

【部会長】

私の経験から言うと、第三者的な人でもやはりなかなかゼロという結論はしにくいと思うのです。恐らく事務局のほうは、いやここをゼロにしたら次の年は予算がなくなりますと言うでしょうし。ニーズがなかったのだったら切らざるを得ない。

もう一つ、商店会連合会への事業助成というのがありまして、こちらについて関連していかがですか。

【委員】

私はAとは書きましたが、特定の団体に毎年同じ事業内容でそれがずっと続くのであれば、ちょっとそれはどうなのかという点はあって、これは事業開始が17年度なっていますが、確かこの前の段階でも、名前は違うけれども内容は同じような事業はあったかなと思った部分がありましたので、必ずしも全く問題ないということではなくて、ちょっとよくわからないので踏み込んで審議できなかったということです。

【部会長】

17年度だから、そろそろいい見直すのに時期ですね。

【委員】

これは金額的には100万にも満たない、何十万の話なのですけれども、実態としては、団体が自主的に行う事業経理の一部を補助をすると要綱に書いてあり、事業の3分の2を助成する。こんな程度の助成では、新宿区の商店連合会は持てないと思うので、これもCか。

【委員】

これは決算額を件数で割り返すと、1件当たり3万円ぐらいなのですね。

【委員】

毎年同じようなコンクールをするために、内容はあまり変化せず、金額は同じで、こういう形がずっとずっと続くということはどうなのだろうと。

【部会長】

5年目に入るとすれば、ちょっと新規事項を出すということも必要ではないかと思いたすので、これについてはCとして、励ますように。空き店舗活用は、Bとした上で、もっと公正な手続という点とか、基本的見直しが必要だとの意見もあったということを書いてはどうでしょうか。というのは、やはり新宿のような全般的には商業活性度の高い地域で、むしろ難しい事業だと思うのですよ。地方は地方の、なかなか活性化しないという難しさがあるのだけれども、新宿のように全体的には活性度の高いところで本当に必要なところに必要な手当をしていくということは、ちょっと難しい。それだけの緊張感を持ってやっているかという、そういう問題提起はやはりしたほうがいいと思うのです。ですから、意見でその辺はきちんと書いた上で、一応Bとするということではいかがでしょうか。

これは空き店舗があるところで、そこで何かやろうという人が出ないとだめなので、そういうことの掘り起こしも非常に実は難しい事業だと思うのですね。

【委員】

事業を継続してやる限りは仕組みをもう一度見直して欲しい。

【部会長】

これは報告書として結論はきちんとしていけなきゃいけない。それはA、B、C、Dという評価ですが、その結論になった理由を書くわけですよ。選定が公正に行われることがポイントで、それは抜本的な制度見直しを図るべきものなのであるという意見と、しかし、まだ始まったばかりだから見直しが必要な部分があるという、これは日本語としては、抜本の見直しと言うべきか、検証や見直しが必要な部分があるというか、語感はずごく差が開いているけれども、実際には量的な作業ですよ。基本的スタンスとしていろいろな意見があったということを一括表に出しちゃいけないものでもないですね。

【事務局】

他の部会でもあったのですけれども、評価はA評価、でも、こういう意見がありましたというのをどんどん書いていって、文章としてまとめると、それだけ意見があるのだったらA評価でおかしいのではないかと、ということで、結局評価を変えたものがあります。こちらの部会でも、今日いただいたご意見を踏まえた評価を全体に書いていきますけれども、それでまとめた結果をもう一度ご覧になっていただいて、文章になったときにそこまで指摘したら、評価を変えるべきだという意見が出てくる可能性があると考えられます。

【部会長】

それはあり得るでしょうね。ここで議論したことを残して、つなげてみたら、何でBなのかわからないということになれば、それはもう1回考えなきゃいけないのですけれども。

【委員】

商店街の活性化ということが目的にはなっているが、やはり現在も選定された事業はその目的にかなっているかということは今、見直しされているということ、具体的に書けるのじゃないかなと思います。あと選定の過程においてももう少し透明性とかをもっと外部の目線ということも記載すると……

【部会長】

それらを並べていくとBという気がするのだけれども、いや、そういう改革はかなり抜本的な性格のものなのだという捉え方があったということですよね。

それはまとめてみてから、また再考するとしましょう。

他の部会では評価段階についてはどういう状況ですか。

【事務局】

第2部会は、全体会で出た会長の意見を踏まえて、もう一度各委員で見直ししましょうと、部会として廃止とまでは言い切れないもの、少なくとも目的、補助の要綱の目的がもう完全に時代の背景から用途が終わったとは言い切れない、その目的を達成するための補助としてやり方を抜本的に変えれば、まだやりようがあるのじゃないかというもの、そこまでC評価にしております。全体会の意見を踏まえた上で次回再調整をした上で次の全体会に出すことになっていきます。

第1部会のほうは、17年審査会で答申を踏まえて見直しても結局変わっていないのであれば、D評価ではないかという部分があります。第1部会でD評価をしたものは、区の内部評価でもC評価とか星が1つで、実績も低いので事業のあり方を見直ししますとか、他の事業に統合を検討しますとかいっている部分が数としては結構あって、比較的Dと評価しやすい事業が多かったという背景もございます。

【委員】

82番の納税貯蓄組合連合会への事業助成というのは、17年の答申では何と書いていますか。

【事務局】

17年は「納税貯蓄組合連合会 租税教育・正しい税知識の普及・納税推進の普及啓発活動・解放発行に対する助成」という名称の団体運営補助だったものです。これについてB評価で、見直しの検証が必要な部分があるという指摘を受けて事業助成に切りかえた。そして、それが今現在82番の事業として続いているというものです。

【部会長】

82番の納税貯蓄組合連合会への事業助成というのは、厳しい評価が多いのですけれども、いかがですか。

【委員】

まあ、これは残らなきゃならない必然性は何にもない事業だと思ういます。今どき納税のために貯蓄しましょうと言っている活動、それを任意団体が何でやらなきゃならないのかということもあると思います。お尋ねしたいのは、これは法律だからって23区全部にこういうのがあって、全部が助成しているのですか。

【部会長】

D評価が相当であるという委員のご意見でありますけれども、どうでしょうか。

【委員】

私もそう思います。必要ないと思います。この間のヒアリングのときに自分たちがやれない

PRの仕事がかわってやってもらっているというようなご説明があったと思うのですが、それだったらその事業だけを委託するというのはどうなのですか。やり切れない仕事そだけを委託するというと、その事業助成というのは違うのですか。説明がちょっとよくわからないのですけれども。

【委員】

団体運営だったものが事業助成になっていて、名前が変わっていますけれども、やはり何か会報の発行にお金結構かかっているような、会報の発行というのは、ちょっとイメージした活動とは違うと思ひまして、これもやはり一つの団体に対してずっと同じ形で今までも続いてきているのでありまして、Dをつけるということでもいいのかなと思うのですが。

【部会長】

これは我々が与えられた資料で判断すれば、多くの委員がDという結論でなさりそうなのですが、それでいいですか。

では、Dとしまして、事業の必要性を感じられなかったということと、事業助成に変えたということは実体には何ら変化を及ぼしていないのではなからうかということを感じるところだと思います。

これがコミュニティ組織として機能しているような地方もあるかと思うのですね。けれども、新宿のようなどころではちょっと違うのじゃないかという感じが個人的にもします。

81番の外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金、これはいかがでしょうか。

【委員】

外国人学校の生徒・児童よりはむしろ区立の学校のほうへ来ている外国人の児童のほうが必要なんじゃないかということです。

【委員】

30年以上継続している事業、これがちょうど30年ですけども、まず抜本の見直しから入ったらどうかという感じはします。古い制度をそのままずっとやるのじゃなくて、目的に合うのかどうかを含めて、見直しをしたらいいのじゃないか。制度としてやめろというつもりはないですよ。そうではなくてやり方も含めて見直したらどうですか。BなのかCなのかというのは、常に議論があるのですけれども、30年たったものですから、これは抜本的に見直したらどうですかという思いが多いです。評価内容はCだと。

【委員】

30年続いているのはそうなのですけれども、これをやって恩恵を受けている人は本当に救われているわけです。そういう意味では、他の団体に対する助成が何年も続いているのとはちょっと性格が違うと思ひますし、基本的な恩恵を受けるためにやはり経済的な安定を図るという意味では、日本人でも必要だし、日本に住んでいる外国人にとっても必要だということで、私はその30年続いているからということあまり根拠として理由にするのは、ちょっとおかしいかなと思うのですけれども。

【部会長】

具体的な見直しが必要だと思われる点がもしないとしたら、A評価になるのではないかと
いう気がするのですけれども。

【委員】

30年たったら制度をやめろと言ってつもりはありません。やり方だとか、今の制度の中身を、
時代に合っているのか見直す機会を与えれば、制度も改善されるのは間違いないと思います。
ですから、Aというのはちょっと考えられない。こういう機会にやはりきちっと見直したら
いいじゃないかと思えますね。

【部会長】

それはどういう点で見直しますか。

【委員】

制度を自分も深く知りませんので、ここに問題があるという問題指摘をできるだけの知識は
ありません。そうでなくて、今日的な時代に、このようなやり方にしろ、金額にしろ、条件に
しろ、合っているのかどうかをこの機会に見直したらどうですかという提言をしたらどうで
かと言っているわけです。

【部会長】

要綱は改定されているのでしょうか。

【事務局】

はい、要綱は平成17年4月1日に改定されました。

【部会長】

17年の答申でBだから、見直したのですね。それで要綱も変えたのでしょうか。

【事務局】

17年のときは見直しが必要だという部分で、補助金の申請請求受領が保護者の委任を受けた
代理人が行うという原則は修正すべきであるという意見がついたのではないかと。それで個人に
支給という形にしたのではないかとされます。

【部会長】

その点は改善されたわけですね。答申における最大の懸念が解決をされている。

30年たっているからというので、Aじゃない評価するというのも何か難しい気がするのです
けれども、ただ、私の個人的な意見を言わせていただければ、もうちょっと外国人の文化的ア
イデンティティーを強く認める方向を目指さないかどうか、現時点での多文化共生の理念に従
って再検討するというようなことは望ましいことなんじゃないかと思うのですね。それもあま
り具体的なお話ではないのですけれども、何かそういうことを記述しないとBと書けないので、
部会の皆さんに了承していただけるのだったら、そういった問題提起をしてBにするとい
うことはできるかなとは思っているのですけれども。

【事務局】

いわゆる拡大する方向での見直しという趣旨ですね。今の要綱が、朝鮮学園、韓国学園、東
京中華学校の3つの国しか対象にしていないという部分、経済的な理由で就学困難な外国人の

外国人学校に在籍するとしておきながら、対象にするのはその3つの国の外国人学校だけにしている、多分戦後処理の部分、それが30年もたつ中で、いわゆる他の国の外国人学校に学ぶ場合も、今の時代だから少なくとも枠組みとしては保障すべきではないかという趣旨が、部会長のご意見かと思うのですけれども、そういう方向での見直しということですね。

【部会長】

私の考えは、うまく外延を広げるといふ。

【事務局】

そうすると、目的の妥当性がこれでいいのかという議論になってくるという話になるわけですね。

【部会長】

私の最初の発想はそうでした。経済的困難、その辺は戦争の記憶は大事なことだと思いますけれども、でも、あまりにもそれを引きずり過ぎていて、政策の視野を狭めているのじゃないかというのを、問題提起してもいいのだったらしたいと思っています。

【委員】

我々の提言が見直しの機会をつくるということは、どういう結果であれ、いいことだと思うのですよ。A評価だったら見直す義務ないのだから、Bとしてやはり見直すべきだと思います。

【部会長】

B評価として、今出しました点を記述して充実の方向性の探求を促すというようにしていいでしょうか。

【委員】

いいと思います。

【部会長】

では、これはBとしてそのような記述をさせていただきたいと思います。

あとは、ミニ博物館については視察もしておりますので、これは記憶が鮮明な今日のうちだと思います。いかがですか。

【委員】

制度としてはいいと思うのですけれども、ただ、せつかくの制度だから、これをもっと区民がそれに目が触れるような環境づくりが必要です。だから、学校でそういうものを見る機会も持ったらいいのじゃないか。

あとは、これは新宿区の貴重なミニ博ですという表示がもっと区民にわかるよう、運営についてはもっと工夫して、それを区民にPRする方法はいろいろあると思う。区民が行って、「ああ、いいものを見た」と思ってもらえるような工夫の余地があると思う。そのために極端に言えば、お金がもっと必要だったら、そういうお金は出してもいいのじゃないかと思う。そういう意味で、見直しをきちっとしてくださいという意味でBです。

【部会長】

今のご意見でいくと、今やっている助成策がやや中途半端なんじゃないかという意見でしょ

うか。

【委員】

そうですね、そう思います。

【委員】

地場産業という点では染物産業は他の支援策もあるようですね。ミニ博の中には染物関係だけでなく、かんざし、お寺、神社など、結構バラエティーに富んでいて、それぞれに月1万ずつ。それよりもまとめて使って、すごい宣伝をしてあげるとか、何かより広く知らしめるようなことはできないのか。

【委員】

文化資源という大きなくくりの中で位置づけ、考え直すというような改革方針の記述もあったので、そこを見て現段階ではこの制度はAでいいのかなと思います。

【部会長】

61番にあるものづくり産業支援の文脈で、中途半端じゃない、存続策なり発展策なりを考えるとということだとすると、このミニ博物館事業自体は基本的にはAなのかというお考えですね。

【委員】

ええ。

【部会長】

どうでしょうか、これはミニ博物館とものづくり支援とか、他のところと関連をしていて、一番見直しをして欲しい補助事業項目としては、むしろ別なところかもしれないと思うのですね。評価ではBが多数派です。

【委員】

Aだったら見直す必要ないじゃないですか。やはりこの機会にいろいろともっともったいいものにするために見直すべきです。つまり制度はいいですよと言っているのです。

【部会長】

じゃ、これもBということにして、制度趣旨は非常によいので、もっと充実するような方向で、見直してもらいたいということを書くということでもいいですか。

次回は計画事業ヒアリングとなります。

本日はこれで終了します。

<閉会>